

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、□Aならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) □B 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、□Cのみを使用するもの
- (3) 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、□Cのみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

A	B	C
1 総務大臣の免許を受けなければ	発射する電波が著しく微弱な	適合表示無線設備
2 総務大臣の免許を受けなければ	小規模な	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器
3 あらかじめ総務大臣に届け出なければ	発射する電波が著しく微弱な	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器
4 あらかじめ総務大臣に届け出なければ	小規模な	適合表示無線設備

A-2 次の記述は、総務大臣の行う電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、□Aの作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね□Bごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、□C、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当についての国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。
- ④ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び③により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

A	B	C
1 周波数割当計画	5年	①の事項以外の事項について
2 周波数割当計画	3年	①の期間の中間において
3 無線設備の技術基準	3年	①の事項以外の事項について
4 無線設備の技術基準	5年	①の期間の中間において

A-3 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えることができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

A-4 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 2 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 3 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識
- 4 F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の無線設備の機器であって、無線通信規則付録第18号（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）の表に掲げる周波数の電波を使用するもの

A-5 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（注）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（A）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

注 電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。

- (1) □B 以下の無線局の無線設備
- (2) □C の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

	A	B	C
1	人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
2	人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。	平均電力が50ミリワット	移動する無線局
3	人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。	平均電力が50ミリワット	移動業務の無線局
4	人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局

A-6 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
- 2 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、氏名又は住所に変更を生じた日から10日以内に、申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
 - (1) 免許証
 - (2) 写真1枚
 - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類
- 4 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A-7 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条及び第110条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、□A□は、免許状に記載されたところによらなければならぬ。ただし、□B□については、この限りでない。
② ①の規定に違反して無線局を運用した者は、□C□に処する。

A	B	C
1 電波の型式及び周波数	遭難通信	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
2 電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信及び安全通信	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
3 電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信及び安全通信	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
4 電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

A-8 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする□A□によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「□B□」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「□B□」の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
(1) ただいま試験中 3回
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 3回
② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、□C□を確かめなければならない。

A	B	C
1 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	本日は晴天なり	他の無線局から停止の要求がないかどうか
2 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	試験電波発射中	他の無線局の通信に混信を与えないこと
3 電波の周波数	本日は晴天なり	他の無線局の通信に混信を与えないこと
4 電波の周波数	試験電波発射中	他の無線局から停止の要求がないかどうか

A-9 次に掲げる場合のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
2 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
3 156MHzを超える157.45MHz以下の周波数帯の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合
4 船位通報（遭難船舶若しくは遭難航空機の救助又は捜索に資するために国若しくは外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信を中短波帯又は短波帯の周波数の電波により海岸局との間で行う場合

A-10 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開等について述べたものである。無線局運用規則（第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しへは、□Aの間隔をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも□Bの間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに□Cしなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、□Dを示すものとする。

	A	B	C	D
1	2分間	5分間	その空中線電力を低減して呼出しを	分で表す概略の待つべき時間
2	1分間以上	5分間	その呼出しを中止	受けている混信の度合い
3	2分間	3分間	その呼出しを中止	分で表す概略の待つべき時間
4	1分間以上	3分間	その空中線電力を低減して呼出しを	受けている混信の度合い

A-11 緊急通信は、緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どのような場合に行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合

A-12 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)までに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、□Aを行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

(1) デジタル選択呼出装置を使用する場合

F1B電波 □B、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは
16,804.5kHz又はF2B電波 □C

(2) デジタル選択呼出通信に引き続いで無線電話を使用する場合

J3E電波 □D、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420
kHz又はF3E電波 156.8MHz

(3) 無線電話を使用する場合 ((2)に掲げる場合を除く。)

A3E電波 27,524kHz若しくはF3E電波 156.8MHz又は通常使用する呼出電波

	A	B	C	D
1	遭難通信	2,174.5kHz	156.3MHz	2,182kHz
2	遭難通信	2,187.5kHz	156.525MHz	2,182kHz
3	遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	156.3MHz	2,177kHz
4	遭難通信又は緊急通信	2,174.5kHz	156.525MHz	2,177kHz

A-13 次の記述は、他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条及び第83条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② 無線局運用規則第83条（遭難警報の宰領）第4項の規定により C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。

A	B	C
1 遭難通信用の電波で	責任者	遭難警報に応答した
2 遭難通信用の電波で	責任者又は無線従事者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う
3 自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
4 自ら	責任者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う

A-14 遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適當な海岸局に通報しなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信し、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対してもう一つの海岸局の応答も認められないときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継の送信を行い、かつ、当該遭難警報に対する応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。

A-15 無線局の免許状及び証票に関する次の記述のうち、電波法（第21条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならぬ。
- 2 無線局に備え付けておかなければならぬ免許状は、別に定める無線局を除き、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 船上通信局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が発給する証票を備え付けなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損したため免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。また、免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄するとともに、総務大臣又は総合通信局長にその旨報告しなければならない。

A-16 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A-17 次の記述は、有害な混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第45条及び附属書）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の□Aに有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ② 各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に①の規定を遵守させることを約束する。
- ③ 構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が①の□Aに有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。
- ④ 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の□Bの運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくは□Cをいう。

A	B	C
1 無線通信又は無線業務	無線通信業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
2 無線通信又は無線業務	安全業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
3 国際電気通信業務	無線通信業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
4 国際電気通信業務	安全業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信

A-18 無線通信の秘密に関する次の記述のうち、無線通信規則（第17条、第18条及び第46条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受することを禁止し、及び防止するために必要な措置をとることを約束する。
- 2 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を傍受することによって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを公表し、若しくは利用することを禁止し、及び防止するために必要な措置をとることを約束する。
- 3 船舶局を有する船舶又は他の移動体の指揮者又は責任者及び無線電報の文若しくは単にその存在又は無線通信業務によって得たすべての情報を知ることができる者は、通信の秘密を守り、漏れないようにする義務を負う。
- 4 局の許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、いかなる場合においてもすべての無線通信の傍受を禁止すること及びこののような通信を意図的に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示の方法により記載していなければならない。

A-19 次の記述は、遭難の呼出し及び通報の取扱いについて述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□Aにおいて受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに□B義務を負う。

A	B
1 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位	必要な措置をとる
2 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位	すべての電波の発射を停止する
3 通信中の場合を除き、第一の優先順位	必要な措置をとる
4 通信中の場合を除き、第一の優先順位	すべての電波の発射を停止する

A-20 次の記述は、海上における遭難及び安全のための世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを **A** を経由して救助調整本部に警報するするために使用する。これらの警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にある他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF帯及びMF帯における **B** の使用を基本とする。さらに、HF帯を使用することができる。
- ③ デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いだ直ちに遭難呼出し及び遭難通報を **C** 。
- ④ デジタル選択呼出手順のための装置を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャネル16）で無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始する。

A	B	C
1 海岸局又は海岸地球局	デジタル選択呼出し	送信することができる
2 他の船舶局又は船舶地球局	デジタル選択呼出し	送信しなければならない
3 他の船舶局又は船舶地球局	無線電話	送信することができる
4 海岸局又は海岸地球局	無線電話	送信しなければならない

B-1 無線局の免許の申請の審査に関する次の事項のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理し、その審査をする際に、審査する事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 周波数の割当てが可能であること。
イ その無線局を運用するに足りる技術的能力があること。
ウ その無線局の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。
エ 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
オ 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

B-2 次の記述は、第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- 第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲は、次のとおりである。
- ① 無線設備の国内通信のための通信操作
② **ア**、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
③ 移動局（②に規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）
④ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の **イ** のための通信操作
⑤ 東は東経175度、西は東経94度、南は南緯11度、北は北緯63度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の **イ** のための通信操作
⑥ 船舶に施設する空中線電力 **ウ** 以下の無線設備の技術操作
⑦ 航空機に施設する無線設備の技術操作
⑧ レーダー（⑥及び⑦に掲げるものを除く。）の **エ**
⑨ ⑥から⑧までに掲げる無線設備以外の無線設備（**オ** の無線設備を除く。）で空中線電力250ワット以下のものの技術操作
⑩ ①から⑨までに掲げる事項のほか電波法施行令第3条（操作及び監督の範囲）に定める事項

1 海岸地球局、船舶地球局	2 船舶地球局	3 国際電気通信業務の通信
4 国際通信（国際電気通信業務の通信を除く。）	5 500ワット	6 2キロワット
7 技術操作	8 外部の調整部分の技術操作	9 基幹放送局
		10 基幹放送局及び特別業務の局

B-3 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局の運用は、そのアに限る。ただし、イのみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、ウことができる。
③ 船舶局は、エと通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又はオについて、エから指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
④ 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。

- 1 船舶の航行中及び航行の準備中 2 船舶の航行中
3 受信装置 4 無線電話の送受信装置
5 その運用の停止を命ずる 6 その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める
7 海岸局 8 海岸局又は船舶局
9 使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力 10 使用電波の型式若しくは周波数

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、ア、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、そのイ、無線従事者の資格（注1）及び員数並びにウを検査させる。
注1 主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。以下同じ。
② ①の検査は、当該無線局（注2）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日のエまでに、当該無線局のイ、無線従事者の資格及び員数等について登録検査等事業者（注3）が、総務省令で定めるところにより当該登録に係る検査を行い、当該無線局のイがその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数等が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、オすることができる。
注2 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。
注3 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備の点検の事業のみを行う者を除く。）をいう。

- 1 総務省令で定める時期ごとに 2 毎年1回 3 電波の型式、周波数及び空中線電力
4 無線設備 5 計器及び予備品 6 時計及び書類 7 1箇月前 8 2週間前
9 省略 10 その一部を省略

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数
イ 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
エ 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容
オ 無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び同規則第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細